

監 査 報 告 書

令和 2年 1月 20日

社会福祉法人根室恵徳会  
理事長 山本 哲弘 様

社会福祉法人根室恵徳会

監 事

嶋津 忠生



監 事

藤井 昭次



私たち監事は、令和元年10月1日から令和元年12月31日まで3ヶ月間における理事の職務の執行状況について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計期間に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計期間に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示してものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

監 査 報 告 書

令和 元年 9月 18日

社会福祉法人根室恵徳会  
理事長 山 本 哲 弘 様

監 事 嶋津忠生  (印)

監 事 藤井昭彦  (印)

私たち監事は、令和元年 7月 1日から令和元年 9月 30日まで3ヶ月間における理事の職務の執行状況について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計期間に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計期間に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示してものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

監 査 報 告 書

令和 元年 7月 17日

社会福祉法人根室恵徳会  
理事長 山本 哲弘 様

監 事 嶋津 忠生  印

監 事 藤井 昭久  印

私たち監事は、平成31年4月1日から令和元年6月30日まで3ヶ月間における理事の職務の執行状況について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計期間に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計期間に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示してものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

監 査 報 告 書

令和 元年 5月 15日

社会福祉法人根室恵徳会  
理事長 山本 哲弘 様

監 事 嶋津 志幸   
監 事 藤井 昭彦 

私たち監事は、平成30年4月1日から平成31年3月31日の平成30年度における理事の職務の執行状況について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計期間に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計期間に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示してものと認めます。
- ②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③医師不在による収入減を念頭において、経費の縮減などを講じながら医師の確保に向け一層の努力を講じてほしい。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。